

神奈川県看護協会 医療安全対策課
患者安全警報No10
<行政処分を受けた看護師等に対する再教育について>

平成19年9月27日

1.看護師等の行政処分後の再教育開始の経緯

平成19年8月20日、厚生労働省より、「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する検討会報告書」が策定されました。この検討会は、厚生労働省医政局長の私的諮問機関として設置され、行政処分を受けた看護職等に関する再教育の具体的なあり方について検討されました。

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」）（※）の再教育については、平成17年に開催された「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」の中間まとめ（平成17年6月29日）において、「看護職員についても基本的には医師等と同様の措置を講じるべく、次期医師法等の改正とあわせて法の改正を行うべきである。なお、再教育の仕組みを導入する際には、さらに詳細を具体的に検討する必要がある。」と指摘されております。これらを受け、平成18年の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」）が改正され、**平成20年4月1日から、厚生労働大臣は、行政処分を受けた看護師等に対して、再教育の受講を命ずることになりました。**

（※）なお、准看護師については都道府県知事による行政処分が行われ、同様の再教育が課されます。この検討会の検討の対象とはしていません。

今回は、この報告書の概要についてお知らせいたします。なお、本文は厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001/shingi/2007/08/s0820-2.html>に掲載されています。

2.新たな行政処分の類型と業務停止期間の上限設定

看護師等に対しては、従来より厚生労働大臣の命令による「業務停止処分」及び「免許取消処分」が、事案の軽重に応じ実施されてきました。今般の保助看法の改正により、平成20年4月1日からは、厚生労働大臣は行政処分を受けた看護師等に対し、厚生労働省令で定める倫理の保持又は看護師等として必要な知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されました（保助看法第15条の2）。

また、業務停止を伴わない新たな行政処分の類型である**「戒告」**を設置するとともに、業務停止期間については**3年内の上限**が設けられました（保助看法第14条）。

3.看護師等の行政処分の状況

看護師等の過去の行政処分の状況は、平成元年度から18年度までの18年間で27名が免許取消、135名が業務停止の処分を受けており、行政処分を受ける者は概ね増加の傾向にあります。

また処分事由の具体的な内容をみると、平成14-18年度の5年間の処分事由で最も多いのは医療過誤、次いで詐欺・窃盗、交通事犯の順となっており、特に医療過誤を事由とする処分は増加傾向にあります。

看護師等の業務停止は比較的短い6月以下がほとんどで、医療過誤による行政処分は業務停止6月以下に集中しています。

＜平成14年度から18年度までの5年間の医療過誤事例による行政処分者（45名）の内訳＞

医薬品の誤投与等によるもの 19名 (42%)	医療機器・器材の誤操作等によるもの 16名 (36%)
輸血関連の過誤によるもの 6名 (13%)	患者注視に関するもの 4名 (9%)

4.行政処分後の看護師等について

日本看護協会が平成18年に行った調査によると、平成13年から平成17年の間、医療過誤により行政処分を受けた看護師等42名のうち、31名（約74%）が職場復帰をしています。

職場復帰先は、病院が19名（約61%）であり、そのうち15名（約48%）は事故発生時に所属していた施設に戻っている状況でした。

職場復帰した31名のうち20名（約65%）は、行政処分後の職場復帰のための「相談対応」や「知識教育」、「安全教育」といった支援を受けており、事故の種類や状況、看護師等の特性により教育内容や方法が配慮されたものと考えられると指摘しています。また、「メンタル面でのサポート」や「業務内容の配慮」といった支援も行われており、「これらの（医療過誤により行政処分を受けた）看護師には精神的支援が必要な現状」と指摘しています。

医療事故後の当事者へのサポートとして、職場復帰への支援（安全・知識教育、勤務先の確保等）のと精神的なサポート等が重要であると示唆されています。

5.行政処分を受けた看護職等に対する教育のあり方（以下、本検討会報告書抜粋）

1) 目的

○専門職として責務、国民の医療への信頼の確保

職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供することといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することである。

○看護技術の水準の確保

特に医療過誤事案による被処分者の場合、当該被処分者が再教育修了後において適正な看護技術を有することが求められるとともに、業務停止期間が長期にわたる者については技術の低下を補うことが期待されている。

これらの目的に適うよう、再教育は、行政処分の原因となった行為に関して自ら省みるとともに、看護師等の有資格者としての社会的責任に関する自覚を促しつつ、看護技術の水準を確保するものでなくてはならない。

なお、再教育の原因となった行為に係る刑事処分との関係については、犯罪行為に係る更生そのものは保助看法に基づいて行われる再教育の直接の目的ではないことに十分留意する必要がある。

2) 対象者

戒告以上の行政処分を受けた全ての看護師等及び再免許を受けようとする全ての看護師等を対象とすることが適当である。処分事由が医療過誤事案であるか否かを問わず、再教育の対象者は看護師等として職場に復帰する可能性がある者として、再教育の内容等について配慮する必要がある。

3) 再教育の内容等

＜行政処分内容と再教育の類型＞

戒告	→ 集合研修1日程度
業務停止1年未満	→ 集合研修2日程度十個別研修20時間程度又は課題研究及び記述による報告
業務停止1年以上2年未満	→ 集合研修2日程度十個別研修80時間程度
業務停止2年以上	→ 集合研修2日程度十個別研修120時間程度

◇集合研修

原則として講義又はグループワーク等の形式で、看護師等としての職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容について研修を行うこととし、全ての対象者が受けることとする。

◇ 個別研修

業務停止処分以上の者が受けることとし、処分期間の長さに応じた期間、技術の安全を確認するための研修及び被処分者の処分事由に配慮した研修を行うこととする。これには、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの

参加等を行うといった内容とすることが望ましいとした意見があった。一方で、業務停止期間との見合い等を踏まえると、業務停止処分が1年未満の者については、課題研究及び記述による報告とすべきであるとの意見もあった。以上を踏まえると、まずは、全ての者について「見学や演習等」を基本としつつ、業務停止処分が1年未満の看護師等のうち、業務停止期間の長短や必要な研修の内容により、「課題研究及び記述による報告」とし、一定期間の後運用状況を検証の上、必要に応じ見直しを行うこととすべきである。

4) 再教育の実施時期

再教育は、行政処分の期間終了後に改めて看護師等の有資格者として業務に従事することを前提に行われるものである。そのため戒告や業務停止1月等の短期間の処分者については、業務に再度従事する前に研修を修了していることを可能とするため、集合研修については行政処分後速やかに(1ヶ月以内を目途)実施されることが望ましい。

個別研修において、業務独占行為を伴う実務研修については業務停止期間が終了した後にのみ可能であるが、見学やシミュレーターを用いた演習等の研修については業務停止期間であっても行い得るものであり、研修計画の立案に際してはこうした点にも留意すべきである。

5) 再教育の提供者

再教育の実施主体及び進行管理の責任を担うのは厚生労働大臣であるが、再教育の実施機関は以下のとおりとする。

◇ 集合研修: 厚生労働大臣が定める行政機関あるいは医療関係団体等が担う。

◇ 個別研修: 基本的には厚生労働大臣が定める行政機関、医療関係団体や医療機関等が担う。

そのうち見学や演習等の研修については、修了後の就業の継続や精神的支援を得られやすいという点に鑑み、被処分者が所属する医療機関や被処分者の卒業した学校・養成所等で行うことも可能とする。所属の医療機関等がない被処分者についても、内容が適切なものとなるよう配慮する必要がある。なお、処分事由に照らし適当と考えられる場合には、医療機関や教育機関以外で行うことも可能とすべきである

6) 助言指導者

助言指導者は計画立案段階から被処分者を支援し、被処分者は助言指導者の指導、助言を受けて作成した個別研修計画書を、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。

医療機関が個別研修の実施機関となる場合には、助言指導者として当該医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等が想定され、また、被処分者が卒業した学校・養成所等が実施機関となる場合は、専任教員レベル以上の者が助言指導者となることが想定される。しかし、これらはあくまでも例示であり、これら以外の場合であっても差し支えない。

一方で、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会等の組織が、その指導、助言活動を支援する体制を構築していくことが望ましい。

7) 再教育修了の評価

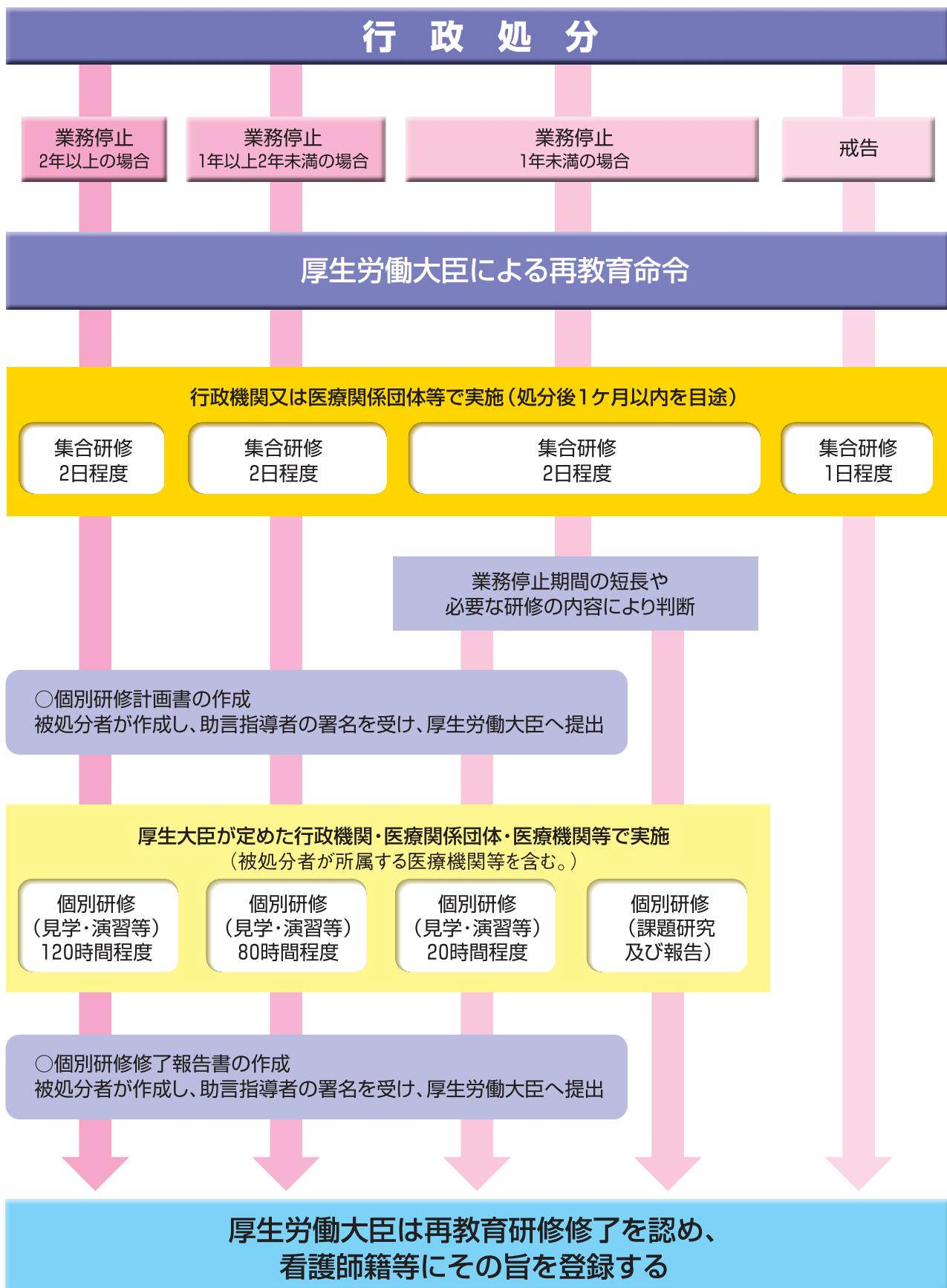
見学や演習等の個別研修の終了後、被処分者は個別研修修了報告書を作成し、助言指導者の署名を受けた上で厚生労働大臣へ提出する。厚生労働大臣は報告書を評価の上、再教育研修修了を認める。

再教育研修を修了した者については、厚生労働大臣はその申請により、再教育研修を修了した旨を看護師籍等に登録する。

8) その他

- ・再教育にかかる費用については、原則被処分者が負担するべきものである。
- ・厚生労働大臣から再教育を受ける旨の命令を受けた行政処分の被処分者が再教育を受けなかった場合には刑事罰の対象となる(保助看法第45条)。
- ・再教育を未修了の助産師は助産所の管理者になれないこととなる(医療法(昭和23年法律第205号)第7条)
- ・再教育制度の施行に際しては、こうした規定を適切に運用することで、再教育を受けずに業務を継続する被処分者が出る可能性を排除し、もって再教育制度への信頼を高めるようにすべきである。

行政処分を受けた保健師・助産婦・看護師に対する再教育について



※刑事処分が執行されている最中の者の再教育は、当該処分終了後に実施する。